

試験会場持込み不可

編集 国土交通省住宅局建築指導課
建築技術者試験研究会

基本建築関係法令集 〔告示編〕 令和3年版〔追加改正規定〕

この追加改正規定は、令和3年1月25日までに公布された法令等のうち、令和3年4月1日までに施行されたものについて掲載しています。
なお、本追加改正規定は試験会場への持ち込みはできませんのでご注意ください。

井上書院

試験会場持込み不可

〔平成19年6月20日国土交通省告示第835号〕
確認審査等に関する指針（抄）

令和3年1月1日施行の改正規定

改正 令和2年国土交通省告示第1566号による改正
（__の部分）

（令和3年1月1日から施行）

前文（略）

第1 確認審査に関する指針

（略）

2（略）

一～二の三（略）

三 申請書又は通知書の正本に添えられた図書に当該図書の設計者の氏名が記載されていることを確かめること。

四～六（略）

3、4（略）

5（略）

一、二（略）

三（略）

イ 申請書等に不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるものに限る。）がある場合 申請者等に対して相当の期限を定めて申請書等の補正を書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）により求めること。この場合において、補正が行われたときは、補正された申請書等について前3項の規定による審査を行うこと。

ロ 申請書等の記載事項に不明確な点がある場合 申請者等に対して相当の期限を定めて当該不明確な点を説明するための書類（以下この号において「追加説明書」という。）の提出を書面又は電磁的方法により求めること。この場合において、追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を申請書等の一部として前3項の規定による審査を行うこと。

四（略）

第2 構造計算適合性判定に関する指針

（略）

試験会場持込み不可

令元国交告193

〔令和2年12月28日施行の改正規定〕

- 2 (略)
- 一～三 (略)
- 四 申請書又は通知書の正本に添えられた図書に当該図書の設計者の氏名が記載されていることを確かめること。
- 五～七 (略)
- 3 (略)
- 4 (略)
- 一～四 (略)
- 五 (略)
- イ 申請書等に不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるものに限る。）がある場合 申請者等に対して相当の期限を定めて申請書等の補正を書面又は電磁的方法により求めること。この場合において、補正が行われたときは、補正された申請書等について前2項の規定による審査を行うこと。
- ロ 申請書等の記載事項に不明確な点がある場合 申請者等に対して相当の期限を定めて当該不明確な点を説明するための書類（以下この号において「追加説明書」という。）の提出を書面又は電磁的方法により求めること。この場合において、追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を施行規則第3条の7第1項第一号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類の一部として前2項の規定による審査を行うこと。
- 六、七 (略)
- 第3、第4 (略)
- 別表 (略)

〔令和元年6月21日国土交通省告示第193号〕

建築基準法第21条第1項に規定する建築物の主要構造部の構造方法を定める件（抄）

令和2年12月28日施行の改正規定

改正 令和2年国土交通省告示第1593号による改正
（___の部分）

（令和2年12月28日から施行）

- 前文 (略)
- 第1 (略)
- 一 (略)
- イ～ニ (略)
- ホ (略)

試験会場持込み不可

〔令和2年12月28日施行の改正規定〕

平27国交告255

- (1) 昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室、便所その他これらに類する室で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしたものに設けられたもの
- (2)～(4) (略)
- へ～チ (略)
- 二～四 (略)
- 2～9 (略)
- 第2 (略)

〔平成27年2月23日国土交通省告示第255号〕

建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件（抄）

令和2年12月28日施行の改正規定

改正 令和2年国土交通省告示第1593号による改正
（___の部分）

（令和2年12月28日から施行）

- 前文 (略)
- 第1 (略)
- 一 (略)
- イ (略)
- ロ (略)
- (1) 昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室、便所その他これらに類する室で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしたものに設けられたもの
- (2)～(4) (略)
- 表1、表2 (略)
- ハ～ホ (略)
- 二～四 (略)
- 2～8 (略)
- 第2 (略)
- 第3 (略)
- 一、二 (略)
- 三 昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室、便所その他これらに類する室で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしたものに設けられたもの

試験会場持込み不可

平28国交告695・平21国交告225

〔令和2年12月28日施行の改正規定〕

四～七（略）

〔平成28年4月22日国土交通省告示第695号〕

通常の火災時において相互に火熱又は煙若しくはガスによる防火上有害な影響を及ぼさない構造方法を定める件（抄）

令和2年12月28日施行の改正規定

改正 令和2年国土交通省告示第1593号による改正
（__の部分）

（令和2年12月28日から施行）

前文（略）

本文（略）

一 通行の用にのみ供する室で、壁及び天井（天井がない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものであること。

二～十（略）

〔平成21年2月27日国土交通省告示第225号〕

準不燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件（抄）

令和2年12月28日施行の改正規定

改正 令和2年国土交通省告示第1593号による改正
（__の部分）

（令和2年12月28日から施行）

前文（略）

第1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第128条の5第1項第二号ロに規定する準不燃材料でした内装の仕上げに準ずる材料の組合せは、令第128条の4第4項に規定する内装の制限を受ける調理室等（令第128条の5第1項から第5項までの規定によってその壁及び天井（天井がない場合においては、屋根。以下同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを同条第1項第二号に掲げる仕上げとしなければならない室及びホテル、旅館、飲食店等の厨房その他これらに類する室を除く。）にあっては、次の各号に掲げる当該室の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

試験会場持込み不可

〔令和2年12月28日施行の改正規定〕

平12建告1440

一 こんろ（専ら調理のために用いるものであって、1口における1秒間当たりの発熱量が4.2kW以下のものに限る。以下同じ。）を設けた室（こんろの加熱部の中心点を水平方向に25cm移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に80cm移動したときにできる軌跡の範囲内の部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を含む場合にあっては、当該部分の仕上げを不燃材料（平成12年建設省告示第1400号第一号から第八号まで、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する建築材料に限る。以下「特定不燃材料」という。）でしたものに限る。）に壁又は天井が含まれる場合にあっては、当該壁又は天井の間柱及び下地を特定不燃材料としたものに限る。） 次に定める材料の組合せであること。

イ～ニ（略）

二～四（略）

第2（略）

〔平成12年5月31日建設省告示第1440号〕

火災の発生のおそれの少ない室を定める件（抄）

令和2年12月28日施行の改正規定

改正 令和2年国土交通省告示第1593号による改正
（__の部分）

（令和2年12月28日から施行）

前文（略）

建築基準法施行令第128条の6第2項に規定する火災の発生のおそれの少ない室は、次の各号のいずれかに該当するもので、壁及び天井（天井がない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものとする。

一、二（略）

試験会場持込み不可

令2国交告510

〔令和2年12月28日施行の改正規定〕

〔令和2年4月1日国土交通省告示第510号〕

階からの避難に要する時間に基づく階避難安全検証法に関する算出方法等を定める件（抄）

令和2年12月28日施行の改正規定

改正 令和2年国土交通省告示第1593号による改正（__の部分）

（令和2年12月28日から施行）

前文（略）

本文（略）

一（略）

イ、ロ（略）

ハ（略）

t queue (room) = (Σ p Aarea) / (Σ Neff (room) Beff (room))

t queue (room)（略）

p（略）

Aarea（略）

Neff (room)（略）

Beff (room)（略）

Table with 3 columns and 2 rows of placeholder text (略).

Table with 2 columns and 2 rows of placeholder text (略).

(略)

t reach (room)（略）

αf（略）

αm（略）

Table with 3 columns: 当該室の内装仕上げの種類, 内装材料の火災成長率, and a numerical value (0.014).

試験会場持込み不可

〔令和3年4月1日施行の改正規定〕

令2公安・総務・文科・国交告1

Beff (room)（略）

Broom（略）

二～四（略）

〔令和2年6月18日国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第1号〕

移動等円滑化の促進に関する基本方針（抄）

令和3年4月1日施行の改正規定

改正 令和2年国家公安委員会・総務省・文部科学省・国土交通省告示第2号による改正（__の部分）

（令和3年4月1日から施行）

前文（略）

一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項

1（略）

2 移動等円滑化の目標

移動等円滑化を実現するためには、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設についてハード・ソフト両面の移動等円滑化のための措置が講じられ、移動等円滑化に携わる様々な者が連携することにより、移動の連続性を確保することが重要である。

したがって、法では、これらの施設を設置し、又は管理する者に対して移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努める一般的な責務を課すとともに、これらの施設の中で、特に日常生活及び社会生活において通常移動手段として用いられ、又は通常利用される旅客施設及び車両等、一定の道路及び旅客特定車両停留施設、路外駐車場、公園施設並びに建築物の各々について、新設等に際し各々に対応した移動等円滑化基準への適合を義務付けることとしている。さらに、公共交通事業者等については、既存施設を含む更なるハード対策及び旅客支援等のソフト対策の一体的な取組を推進するための計画制度が設けられている。

また、市町村が定める移動等円滑化促進地区において、法第24条の2第1項の移動等円滑化の促進に関する方針（以下「移動等円滑化促進方針」という。）に即して、届出制度等により交通結節点における移動の連続性を確保することとしている。

さらに、市町村が定める重点整備地区において、移動等円滑化に係る特定事業その他の事業が法第25条第1項の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）に即して重点的かつ一体的に実施されることとしている。

移動等円滑化の促進に当たっては、国、地方公共団体、施設設置管理者、都道府県公安委

試験会場持込み不可

令2公安・総務・文科・国交告1

(令和3年4月1日施行の改正規定)

員会等の関係者が必要に応じて緊密に連携しながら、法に基づく枠組みの活用等により、次に掲げる事項を達成することを目標とする。

(1) 旅客施設

個々の旅客施設における1日当たりの平均的な利用者数については、新型コロナウイルス感染症のような特殊な外的要因により、年度によっては前年度に比べ著しく増減する可能性があることから、例えば、過去3年度における1日当たりの平均的な利用者数の平均値を用いるなど、適切に補正した結果も考慮することとする。

① 鉄道駅及び軌道停留場

1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上である鉄道駅及び軌道停留場（以下「鉄軌道駅」という。）並びに1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上3,000人未満であって重点整備地区内の生活関連施設である鉄軌道駅については、令和7年度までに、原則として全てについて、エレベーター又はスロープを設置することを始めとした段差の解消、ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備の整備、視覚障害者誘導用ブロックの整備、運行情報提供設備その他の案内設備の設置、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ、可能な限りの整備を行うこととする。また、これ以外の鉄軌道駅についても、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等に鑑み、基本構想及び移動等円滑化促進方針（以下「基本構想等」という。）の作成状況その他の地域の実情を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

ホームドア又は可動式ホーム柵については、転落及び接触事故の発生状況、プラットホームをはじめとする鉄軌道駅の構造及び利用実態、地域の実情等を勘案し、優先度が高いプラットホームでの整備の加速化を目指し、地域の支援の下、令和7年度までに3,000番線を整備する。そのうち、1日当たりの平均的な利用者数が10万人以上の鉄軌道駅において、800番線を整備する。

また、高齢者、障害者等に迂回による過度な負担が生じないよう、大規模な鉄軌道駅については、当該鉄軌道駅及び周辺施設の状況、当該鉄軌道駅の利用状況等を踏まえ、可能な限り移動等円滑化された経路を2以上設ける。

さらに、車椅子使用者が単独で列車に乗降しやすい鉄軌道駅の整備を進めるため、駅施設及び車両の構造等に応じて、十分に列車の走行の安全確保が図れることを確認しつつ、可能な限りプラットホームと車両乗降口の段差及び隙間の縮小を進める。

②～④ (略)

(2) 車両等

(略)

①～⑥ (略)

(3) 道路

重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路等で国土交通大臣が指定する特定道路の約70%について、令和7年度までに、移動等円滑化を実施する。

(4)、(5) (略)

試験会場持込み不可

(令和3年4月1日施行の改正規定)

令2公安・総務・文科・国交告1

(6) 建築物

床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物（小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校(前期課程に係るものに限る。)で公立のもの(以下「公立小学校等」という。)を除く。)の総ストックの約67%について、令和7年度までに、移動等円滑化を実施する。また、床面積の合計が2,000㎡未満の特別特定建築物等についても、地方公共団体における条例制定の促進並びにガイドラインの作成及び周知により、移動等円滑化を実施する。

公立小学校等については、別に定めるところにより、障害者対応型便所、スロープ、エレベーター等の設置等の移動等円滑化を実施する。

(7) (略)

(8) 基本構想等

(略)

(9) 移動等円滑化に関する国民の理解と協力（心のバリアフリー）

(略)

二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項

施設設置管理者は、利用者の利便性及び安全性の向上を図る観点から、施設及び車両等の整備、適切な役務の提供、利用者支援、適切な情報の提供、職員等関係者に対する適切な教育訓練並びに高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進について関係者と連携しながら、1から6までに掲げる各々の措置を適切に講ずることにより、移動等円滑化を進めることが必要である。特に、法第9条の4の計画の作成が求められる公共交通事業者等においては、法第9条の2第1項の公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項（以下「判断基準」という。）を踏まえ、当該計画を作成し、着実にこれらの措置を講ずることが必要である。また、それ以外の公共交通事業者等においても、判断基準を踏まえ、計画的に、これらの措置を進めていくことが望ましい。

(後段 略)

1 施設及び車両等の整備

移動等円滑化を図るためには、まず、施設及び車両等についてのハード面の整備が必要である。したがって、法では、施設設置管理者が、自らが設置し、又は管理する旅客施設及び車両等、一定の道路及び旅客特定車両停留施設、路外駐車場、公園施設並びに建築物を新設等するときは、当該施設及び車両等の移動等円滑化基準への適合及びその維持が義務付けられており、また、既存の施設及び車両等については、施設設置管理者は、当該施設及び車両等を移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めることとされている。

施設設置管理者が、施設及び車両等について移動等円滑化のために必要な措置を講ずる際には、次に掲げる観点が重要である。

イ (略)

ロ 便所等附属する設備を設置する場合は、1以上は障害者対応型にするなど、高齢者、障害者等の利用に配慮したものにすること。また、障害者対応型の設備についてはその旨を示す案内用図記号を表示し、一般の利用者による高齢者、障害者等への配慮を促すこと。

ハ～ヘ (略)

なお、移動等円滑化基準に定められていない内容であっても、上記の観点等から移動等円滑化に資すると考えられる措置については、施設設置管理者はこれを積極的に実施していくよう努力することが望ましい。

特に、旅客施設及び旅客特定車両施設の移動等円滑化に関しては、当該施設のみでは構造上その他の理由により移動等円滑化基準への適合が困難な場合であっても、協定の締結により当該施設に必要な高齢者、障害者等の利用に配慮した便所等を隣接又は近接する建築物に設置すること及び当該建築物について容積率特例を措置している認定制度を活用すること等により、積極的に移動等円滑化を図ることが望ましい。

また、建築物の移動等円滑化に関しては、移動等円滑化が義務化されていない特定建築物の移動等円滑化にも積極的に取り組むことが望ましい。特定建築物の新築時等における移動等円滑化に当たっては、ユニバーサルデザインの考え方に配慮した整備が求められているとともに、建築物ストックの長寿命化等その有効活用が求められていることから、誘導的な建築物移動等円滑化基準に適合する特定建築物について容積率の特例及び表示制度等を措置している認定特定建築物制度を積極的に活用することが望ましい。

2 適切な役務の提供

(略)

3 利用者支援

(略)

4 適切な情報の提供

(略)

5 職員等関係者に対する適切な教育訓練

(略)

6 高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進

(略)

三 移動等円滑化促進方針の指針となるべき事項

(略)

1 (略)

(1) (略)

(2) (略)

①、② (略)

③ 地域公共交通計画との調和

(略)

④ (略)

⑤ 関係者の意見の反映及び移動等円滑化促進方針の作成等の提案

(略)

⑥～⑩ (略)

2～5 (略)

四 基本構想の指針となるべき事項

(略)

1 (略)

(1)、(2) (略)

(3) (略)

①、② (略)

③ 地域公共交通計画との調和

基本構想の作成に当たっては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に規定する地域公共交通計画との調和が保たれている必要がある。

④～⑩ (略)

2 (略)

(1) 重点整備地区の要件

法では、市町村は、法第2条第二十四号イからハまでに掲げる要件に該当するものを、移動等円滑化に係る事業を重点的かつ一体的に推進すべき重点整備地区として設定するよう努めることとされている。また、重点整備地区の区域を定めるに当たっては、次に掲げる要件に照らし、市町村がそれぞれの地域の実情に応じて行うことが必要である。

①～③ (略)

(2) (略)

3 (略)

4 (略)

(1)、(2) (略)

(3) 留意事項

市町村は、基本構想を作成しようとするときは、これに定めようとする特定事業その他の事業に関する事項について、関係する施設設置管理者、都道府県公安委員会及び学校(学校については、教育啓発特定事業のうち法第2条第三十二号イに掲げる事業を定めようとする場合に限る。)等と十分に事前に協議することが必要であり、事業の記載に当たっては、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用の状況、都市計画及び市町村マスタープランの位置付け、事業を実施することとなる者の意向等を踏まえることが重要である。

(中、後段 略)

5 (略)

(1)、(2) (略)

(3) (略)

① (略)

② (略)

イ～ハ (略)

ニ 基本構想に即した特定事業計画の作成上の留意事項

施設設置管理者及び都道府県公安委員会が基本構想に即して特定事業計画を作成するに当たっては、早期作成の重要性を十分認識するとともに、協議会を活用することによって当事者である高齢者、障害者等を始め関係者の参画を図ること等により、関係者の意見が特定事業計画に十分に反映されるよう努めることが重要である。特に、教育啓発特定事業のうち第2条第三十二号イに掲げる事業に係る特定事業計画を作成

試験会場持込み不可

令2 公安・総務・文科・国交告1

〔令和3年4月1日施行の改正規定〕

する際は、計画作成段階で学校の意見を十分に聴くことが円滑かつ確実な事業の実施のために重要である。

ホ、へ (略)

③ (略)

五 移動等円滑化の促進に関する国民の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関する国民の協力の確保に関する基本的な事項

1 (略)

2 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 国民の役割

① 基本的な役割

(略)

② 高齢者障害者等用施設等の適正な利用

(略)

六、七 (略)